

が明らかになる。その特徴のひとつは、日本の日系南米人受け入れは歴史が浅く、第二世代になお就学年齢にある者が多いことである。第二の特徴は学校教育における大きな困難である。またもう一つの特徴は、2005年国勢調査でのブラジル人の失業率の相対的な低さである。2008年9月以前は製造業事業所で派遣労働者として働くことを志向する場合、比較的容易に仕事を見つけられたことがこの背景にあるだろう。ただし、2008年以降、この状況は変化している。急激な経済状況の悪化によって非正規雇用者の労働市場の状況が悪くなり、以前より仕事を見つけるのが難しくなったのである。

ドイツやフランスと比較したとき、日本の状況には以上のような特徴がみられる。移住してきた人々の世代経過状況が異なるため、欧州と日本を同列に論じることは難しいのだが、他の移民国と比較したとき、日本の移民第二世代以降の学校教育や労働市場へのアクセスにある壁の内容をいっそう深く解明すること、そこにいかなる政策的対応が可能かの検討が、今後さらに必要になってくるだろう。

#### 参考文献・資料

中日新聞, 2008年6月28日付.

Brubaker, Rogers, 1992, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Harvard University Press.

Tucci, Ingrid, 2010, “Les Descendants de Migrants Maghrébins en France et Turcs en Allemagne: Deux Types de Mise à Distance Sociale?”, *Revue Française de Sociologie*, 51-1:3-38.

## 国際的な視座からみた社会政策 ——障害者差別禁止法の「後発性」に焦点を当てて——

名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程・日本学術振興会  
後藤 悠里

### 0. はじめに

日本の障害者施策の中で現在注目を集めているものの一つに、障害者差別禁止法がある。2010年4月21日には自立支援法訴訟和解成立の謝罪の際に、鳩山由紀夫前首相が「最終的には障害者差別禁止法をつくりたい」と述べている（朝日新聞 2010.04.22 朝刊）。

障害者差別禁止法の嚆矢は、1990年に制定された「障害をもつアメリカ人法」である。東アジアに目を向けてみれば、香港が1995年に「障害者差別禁止条例」、韓国が2007年に「障害者差別禁止および権利救済等に関する法律」を制定している。

国際的視座から東アジアの障害者差別禁止法（香港は「条例」であるが、一括して取り上げる場合には「障害者差別禁止法」とする）を眺めたときに、東アジアの障害者差別禁止法の「後発性（backwardness）」を看過することはできないことに気づかされる。「後発性」という言葉は、もともとは後発国の工業化について説明をする上でガーシェンクロンによって用いられたものである（Gerschenkron 1962=2005）が、現在は東アジアの福祉国家研究についても用いられている（金 2008 など）。本稿は、香港・韓国の障害者差別禁止

法に他の国の影響がみられることを確認した上で、「後発性の利益／不利益」について考えていくことを通して、国際的視座から社会政策をみることの意義を示すことを目的とする。

## 1. 障害者差別禁止法に関する香港・韓国と他国との影響関係

他国との影響関係を把握するために、まず、障害の定義についてみてみよう。筆者は以前、障害者差別禁止法における障害の定義を二つに分類した（後藤 2009）。一つは、障害とされる心身の特徴を列挙し、その特徴をもつことイコール障害であるとする「一要件定義」であり、もう一つは機能障害があるだけではなく、その機能障害が社会生活に重大な支障をきたすことを条件とする「二要件定義」である。香港はオーストラリアとともに「一要件定義」であり、韓国はアメリカと同じ「二要件定義」に分類することができる。このことから、オーストラリアが香港に、アメリカが韓国に影響を与えたという図式が類推される。次に、資料やインタビューからこの関係を裏付けてみよう。

まず、香港であるが、香港衛生福利局による「立法局参考資料」には、香港障害者差別禁止条例がオーストラリア障害者差別禁止法を元にしてしているとある。また、障害の定義に関しても、「我々はオーストラリア障害者差別禁止法に基づいて定義を作成した。その理由は、この法律の下で救済を求める障害者に対して、可能な限り機会を与えることができるように障害の定義を広くすることを我々が希望したからである」とあり、オーストラリアの影響が確認できる（Hong Kong. Health and Welfare Branch 1995）。

続いて、韓国についてはどうだろうか。韓国障害者差別禁止法は障害者団体の連合組織である障害者差別禁止法推進連帯（以下、障推連）の案がベースになっている。障推連法案作成委員を務めたペ・ユンホ氏は「イギリス、オーストラリア、香港などの条文を参照したが、『障害をもつアメリカ人法』から一番の影響を受けた」と述べている（2010.03.10 筆者によるペ氏へのインタビュー）。

以上から、香港—オーストラリア、韓国—アメリカという二カ国／地域間の影響関係が確認された。つまり、香港および韓国は障害者差別禁止法に関して（単に年代の違いだけでなく）実質的にも「後発性」をもっていることが確認された。

## 2. 「後発性の利益／不利益」の検討

先に挙げたガーシェンクロンは後発性の利益を強調したが、金成垣は韓国における後発国としての利益と不利益の存在を指摘する（金 2008）。では、香港および韓国の障害者差別禁止法についてはどうだろうか。

まず、「後発性の利益」についてである。利益の一つは、法制定に要した時間の速さである。アメリカでは1988年に法案が議会上程、1990年に成立と比較的短い期間で法律が制定されたが（田中 1991:99）、この裏には「障害をもつアメリカ人法」の元となった「リハビリテーション法504条」をめぐって障害者団体と政府の間で長い期間にわたる葛藤が1970年代にあったことを忘れてはならない。イギリスでは1982年から障害者差別を禁止する法案が出されていたが、制定は1995年である（Barnes 1991:235）。一方の香港・韓国では、香港において、法案提出が1994年（このときは「機会平等法案」であった）、1995年成立、韓国においては法案提出が2005年、2007年成立（崔 2009）、というように法制定に要した時間が比較的短い。もう一つの利益として、法制定の関与者たちが自ら理想とする社会の

あり方に基づいて既存の選択肢から自分たちの障害者差別禁止法のあり方を選ぶことができるということがある。この選び取るという行為は、おそらく制定後の関与者たちの障害者差別禁止法に関わる活動をより積極的なものにするだろう。

では、「後発性の不利益」についてはどのようなものがあるだろうか。考えられることは、ある政策がその時点でのその国の状況と適合的でない可能性がある、ということである。筆者は2010年5月に香港を訪れた際に、2006年に国連総会で採択された「障害者の権利条約」の広告が車体全体に貼られたラッピングバスを見た。そこで得られた印象は、香港特別行政区政府が障害者差別禁止条例よりも「障害者の権利条約」に対して重きを置いている、ということであった。現時点の香港は、障害者差別禁止法よりも「障害者の権利条約」を必要としているのだろう。そのことと考え合わせると、韓国において障害者差別禁止法を「2007年時点」に制定することに意義はあったのだろうかという問いが浮かんでくる。つまり、2007年の韓国社会において障害者差別禁止法は本当に必要にされていたのだろうか。この点に関しては今後の検討に委ねたい。もちろん、障害者差別禁止法と「障害者の権利条約」を両立させることで、より良い成果が現れるということもありうる。「後発性の不利益」を「後発性の利益」に変えることは十分に可能だろう。

### 3. おわりに

本稿では、国際的視座から国・地域内の法律をみたときに、その「後発性」が着目すべき論点であることを指摘し、その後発性の利益および不利益を考察した。「後発性」という概念に着目することで、その法制定に要した時間の速さを説明することができ、また、法制定の関与者たちの思惑にふれることができる。しかし、一方で法律と社会の状況がミスマッチとなっている可能性も指摘された。

今日、東アジアの福祉国家研究のように、国際的視座から社会政策を取り上げる研究が重要性を帯びるようになってきている。こうした研究は、今後日本において作られるかもしれない障害者差別禁止法に対しても有益な示唆を与えてくれることであろう。

### 参考文献

- Barnes, C., 1991, *Disabled People in Britain and Discrimination: A Case for Anti-discrimination Legislation*, London: C.Hurst & Co.(Publishers) Ltd.
- Gerschenkron, A., 1962, *Backwardness in historical perspective and continuity in history & Other essays*, Cambridge: Harvard University Press. (=2005, 絵所秀紀他訳, 『後発工業国の経済史—キャッチアップ型工業化論—』ミネルヴァ書房).
- 後藤悠里, 2009, 「障害者差別禁止法の障害観及び権利概念」第82回日本社会学会大会報告要旨.
- Hong Kong. Health and Welfare Branch, 1995, 'Legislative Council Brief: Disability Discrimination Bill' (HW CR 2/5091/94 (95) Pt.15)
- 金成垣, 2008, 『後発福祉国家論—比較のなかの韓国と東アジア』東京大学出版会.
- 崔榮繁, 2009, 「韓国の障害者法制—障害者差別禁止法を中心に」  
([http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2008\\_01\\_15.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2008_01_15.html), 2010.05.20)
- 田中敏之, 1991, 「ADAは究極のアメリカン・ドリームだ」八代・富安編『ADAの衝撃』学苑社:69-106.